

第 3 3 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 3 月 1 0 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開会

2. 開催場所 旧久木野庁舎 2 階 集会ホール

3. 出席委員

1 番 島田 豊	2 番 後藤 秀和	3 番 宇藤 欣喜	4 番 渡邊 優子
5 番 笠野美津代	6 番 安達 英二	7 番 後藤 操	8 番 岩本 孝之
9 番 古澤 勝康	10 番 佐藤 久康	11 番 古澤 博保	12 番 興呂木和也
13 番 市原きみよ	14 番 村上 豊彦	15 番 宮崎 明	16 番 藤原 政信
17 番 長野美千代	18 番 荒牧 文博	19 番 大塚 恭徳	

欠席委員 なし

4. 議事日程

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	経営基盤強化促進法許可申請について

5. 事務局職員

事務局長	片島 弘幸
係長	後藤 行志、長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 1 9 名、本日の出席委員 1 9 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和いたします。それでは皆さまご起立をお願い致します。</p> <p>第 3 3 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 1 2 番 興呂木委員、1 3 番 市原委員をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、本農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それと本日はコロナウイルス対策で皆様マスクをつけていただいておりますのでご了承いただきたいと思います。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>おはようございます。雨の中、現地確認お疲れ様でした。民生委員などいろいろな集会は中止になっておりますけれども、事務局と相談しましたけれども、転用があって、申請者さんに対して一ヶ月ほど遅らせたりもできないし、いろいろな方法を考えまして事務局とも相談しましたけれども、大丈夫だろうということになりました。</p>

	多分大丈夫と思いますが、一つよろしくお願い致します。
議長	<p>では只今から第33回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に12番 興呂木和也委員、13番 市原きみよ委員を指名します。</p> <p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字城後 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■m² 所有権移転交換です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字城後 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■m² 所有権移転交換です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字二の駄原 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■m² 所有権移転売買です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字長迫 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字山下鶴 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外1筆 計2筆 ■m² 所有権移転売買です。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字水溜 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 所有権移転贈与です。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字下野字村下 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■m² 所有権移転売買です。</p> <p>番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字下野字村下 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 所有権移転贈与となっております。</p> <p>以上8件、ご審議方よろしくお願い致します。</p>
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。
8番	議案第1号1番、2番について8番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。1番、2番の譲渡人同士の土地の交換となって申請が出されております。譲渡人同士は30年ほど前からこの土地の交換について話し合っておられましたが、今回所有権移転交換として申請がされております。ご審議の程よろしくお願い致します。
12番	議案番号3番について12番の興呂木がご説明致します。譲渡人、譲受人、土地の状況は記載のとおりでございます。譲渡人、譲受人は遠い親戚関係にありまして、譲渡人のほうが女性一人で管理ができないということで、譲受人の自宅の隣に隣接する農地として、所有権移転売買の契約がなされております。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。
13番	議案1号4番について13番の市原がご説明致します。譲渡人、譲受人、土地の状況については記載のとおりです。譲受人の方は ■を ■ されていまして、 ■

	<p>支援で体験農業をされたいという思いで土地を探されていて、の近くでもあります譲渡人との話が成立に至りまして、所有権移転売買という契約になっております。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
18番	<p>議案第1号番号5、6について、18番の荒牧がご説明します。2つの案件の譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号5の申請土地は農地としての立地条件が悪く、譲受人が荒らさないように野菜等を作り管理してこられました。譲渡人の方も維持管理がこれからもできないということで、この度所有権移転売買されることになりました。</p> <p>続きまして番号6について説明します。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、この土地も譲受人が以前から荒らさぬように耕作してこられました。所有権移転贈与となっております。意思の疎通もとれており問題ないものと思われまます。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
15番	<p>3条の7番、8番を15番の宮崎が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の所在地は記載のとおりです。譲渡人は高齢により農業ができなくなり、今回売買による所有権移転を申請されました。</p> <p>8番は譲渡人と譲受人は親子関係にありまして、贈与による所有権移転を申請されたのでよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p>
議長	<p>1番2番の交換は面積が極端に違うが、それで交換が成立しているのか。何も問題はないのか。</p>
事務局	<p>土地同士の交換で問題はないと考えます。</p>
議長	<p>面積の広さは関係無しで交換ということか。</p>
事務局	<p>そうですね。これは交換か売買または、贈与しかありませんので、30年来こういった形で話し合っただけということをお聞ひしておりますので、そこはお互い納得した上での交換であると思ひます。</p>
議長	<p>他にないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり可決します。</p>
議長	<p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>3 番</p> <p>1 5 番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>朗読いたします。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 番号 1：申請人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字下西原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外 1 筆 計 2 筆 ■■■㎡ 転用目的 牛舎 となっております。</p> <p>番号 2：申請人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字下迫 ■■■番 ■■■ 地目 台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 車庫建設となっております。</p> <p>以上 2 件、ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案 2 号 1 番につきまして、3 番の宇藤がご説明申し上げます。申請人は議案書のと おりでございます、今現在牛が ■■■頭ほどおりまして、牛舎がビニールハウスであり まして、堆肥を出す際に農地がだんだん掘り下がり、水が溜まって管理等がとても不十 分だということで、2 0 0 ㎡を越す牛舎の中の堆肥等の場所の舗装について転用申請が ありました。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>4 条の 2 番を、1 5 番の宮崎が説明致します。申請人、所在地は記載のとおりです。 申請人は前の熊本地震の被害により、住宅と納屋がつぶされましたが、現在住宅は建て て住んでおられますが、車庫がないということで今回申請されましたのでよろしくお願 い致します。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>ありがとうございます。では採決に移ります。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による 許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務 局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 番号 1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字 西柳 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 貸資材置場 となっ ております。</p> <p>番号 2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字下原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 事務所及び資材置場となっ ております。こちら記載が漏れておりますが、始末書添付となっております。</p> <p>番号 3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字室町 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 小規模住宅展示場となっ ておりま</p>

す。

番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字下野字村下 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 外1筆 計2筆 ■㎡ 転用目的 個人住宅 となっております。

番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字下野字村下 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 外1筆 計2筆 ■㎡ 店舗及び駐車場 こちら記載が漏れておりますが、始末書添付となっております。

以上5件、ご審議方よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

1 番

議案第3号1番について、1番の島田が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。転用所有権移転の申請があつておまして、申請地の場所は ■の ■の ■の裏の土地でして、 ■の置場が手狭となつてきたために資材置き場として転用所有権移転の申請です。ご審議方よろしくお願い致します。

5 番

議案第3号2番について、5番の笠野が説明致します。譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。譲受人は ■町のほうに事務所がありますが、地震後、こちらの復旧作業が多くなりまして、阿蘇の事務所兼資材置場を作りたいということで申請が上がっております。使用貸借権利設定移転です。こちらのほうが始末書添付となっております。ご審議方よろしくお願い致します。

1 1 番

3番について、11番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人、所在地については記載のとおりでございます。土地の状況は、 ■の住宅の目の前になります。小規模住宅展示場ということで申請が上がっております。転用所有権移転有償となります。ご審議方よろしくお願い致します。

1 5 番

それでは4番と5番を15番の宮崎が説明致します。譲渡人、譲受人、所在地は記載のとおりです。

4番の件につきましては譲渡人が高齢により農業ができなくなったことと、譲受人が住宅を建てたいということで話し合いができましたので、今回有償による転用所有権移転を申請されました。

5番につきましては、譲渡人と譲受人は親子関係にありまして現在、住宅として住んでいますがこの住宅を改築して美容院を開業することになりまして、贈与による転用所有権移転を申請されました。 ■番 ■は、現在地目は畑ですので始末書添付による申請がされておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

議長

ありがとうございます。採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可

議長	<p>申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
議長 事務局 13番	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1番から8番の新規案件について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字左敷 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外3筆 計4筆 ■■■m² 賃借権設定5年です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字北ノ原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外6筆 計7筆 ■■■m² 賃借権設定5年です。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字畠中 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外7筆 計8筆 ■■■m² 賃借権設定10年です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字前川 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外4筆 計5筆 ■■■m² 賃借権設定10年です。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字東一丁田 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外1筆 計2筆 ■■■m² 賃借権設定10年です。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字免田 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 賃借権設定10年です。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字免田 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 賃借権設定10年です。</p> <p>番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字田ノ口 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 賃借権設定3年です。</p> <p>番号12：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字南松田 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■m² 外1筆 計2筆 ■■■m² 農地中間管理事業（特例事業売買）となっております。</p> <p>以上、新規案件9件、再設定3件ご審議よろしくお願ひ致します。</p> <p>議長 事務局</p> <p>ありがとうございます。番号 ■■■番が ■■■委員の案件ですので先に審議します。 ■■■委員には退席をお願いします。</p> <p>それでは番号1番の地元委員の説明をお願いします。</p> <p>13番</p> <p>はい。4号の1番の説明を、13番の市原が致します。譲渡人の体調が優れず、耕作できないということで耕作をしていただける方を探されていたところ、譲受人が快く引き受けていただきまして、賃借権設定5年での契約がなされました。ご審議をよろしくお願ひします。</p>

議長	ありがとうございます。では審議に移ります。
	(異議なし)
議長	ありがとうございます。では議案第4号番号1の経営基盤強化促進法による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号番号1は原案どおり可決します。では、2番からの地元委員の説明をお願いします。
1番	議案第4号2番につきまして1番の島田が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。譲受人と譲渡人の土地が隣同士ということで、譲渡人の方が一人では耕作は無理ということで譲受人の方に相談されまして、賃借権設定5年の申請がされております。ご審議方よろしくをお願いします。
4番	議案4号3番について4番の渡邊がご説明致します。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。譲渡人、譲受人は親戚関係にあり譲渡人が高齢のため耕作をやめることになり、また後継者もないため譲受人に耕作してほしいと頼まれたところ、耕作面積を拡大したいと思っていた譲受人と合意し契約となりました。賃借権設定10年です。ご審議お願い致します。
9番	議案第4号4番につきまして、9番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人の方はここ数年前から体調が悪いということで耕作ができていない状態でございます。譲受人の方が管理はされていたようでございます。正式に今回賃借権設定10年ということで申請が上がっております。よろしくをお願い致します。
12番	議案第4号5番につきまして、12番の興呂木が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりでございます。譲渡人が高齢で農作業ができないということで、隣の田んぼを耕作している譲受人の方に相談されまして、作ってくれないかということで、そうしたならば譲受人の方もそういうことならということで承諾を受けまして、賃借権設定10年の契約がなされております。ご審議よろしくをお願いします。
14番	議案第4号の6、7番について14番の村上が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。6、7両方とも譲渡人が耕作されていましたが、耕作が難しくなったということで譲渡人と同じ地区に住んでおられる譲受人に話をしたところ、話がまとまりました。譲受人の方は新規就農で頑張っておられます。賃借権設定10年です。よろしくをお願いします。
18番	議案第4号番号8について18番の荒牧がご説明します。譲渡人は高齢でこれ以上米作りを続けることが厳しく、以前から耕作者を探しておられまして相談を受けておりま

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>した。この度、3年ぐらいならということで譲受人の方との間で賃借権設定を結ばれることとなりました。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>議案第4号番号12について事務局よりご説明申し上げます。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。こちらは農地中間管理事業の特例事業売買の案件となっております。こちらは■■■■より南へ約■■■■m行ったところの圃場整備がしてある農地となっております。こちらは売り手、買い手との相談がまとまりまして今回の申請となっております。ちなみにこちらの取引価格としましては10aあたり■■■万円での取引価格となっております。以上ご審議方よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございます。説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。では採決に移ります。議案番号2からの議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局 局長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しました。4月の総会の日程を決めたいと思いますが、4月10日の金曜日でいいですか。</p> <p>では4月10日金曜日に決定します。</p> <p>次回の農業委員会憲章の指揮は、14番 村上豊彦委員、15番 宮崎明委員をお願いします。</p> <p>その他皆様から何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら事務局からお願いします。</p> <p>連絡事項(概要)</p> <p>県の会長研修の中で話があり、阿蘇郡市農業委員会として荒廃対策の要望書の提出を検討しており、各市町村の要望内容を取りまとめ、県、国への要望をおこなう。</p> <p>本日、皆様に「阿蘇山噴火による農業被害に対する要望書」という用紙を配付しておりますので、記入していただいて今週中にご提出をお願いします。阿蘇郡市協議会では4月に総会を予定しており、その中で各市町村の要望内容を取りまとめることとしており、その後、市町村長、あるいは県を經由して国会議員等への提出を予定。</p> <p>鹿児島では常に桜島が噴火状態にあり、対策の予算が経常的に組まれている。阿蘇山の噴火対策についても同じような対応ができないか協議を進める。</p> <p>活動記録簿4月10日まで分を4月の総会時に提出をお願い致します。</p> <p>なければ以上をもって第33回の南阿蘇村農業委員会総会を終了します。</p>

7. 閉会時刻 11時05分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

12番 興呂木 和也

13番 市原 きみよ